四　港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
五　第六十三条第三号及び第四号に掲げる事務
六　前各号に掲げるもののほか、海事振興部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（貨物・港運課の所掌事務）
第六十六条　貨物・港運課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　前条第二号に掲げる事務
二　外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業（人の運送をするものを除く。）並びに内航運送及び内航海運業の発達、改善及び調整に関すること（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。
三　前条第四号に掲げる事務
（貨物課の所掌事務）
第六十七条　貨物課は、第六十五条の二第二号及び前条第二号に掲げる事務をつかさどる。
（港運課の所掌事務）
第六十八条　港運課は、第六十五条の二第四号に掲げる事務をつかさどる。
（海事産業課の所掌事務）
第八十四条　海事産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　第六十五条の二第二号に掲げる事務
三　（略）
四　第六十五条の二第四号に掲げる事務
五～七　（略）
（貨物・港運課の所掌事務）
第百四条　貨物・港運課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
二　外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業（人の運送をするものを除く。）並びに内航運送及び内航海運業の発達、改善及び調整に関すること（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。
三　（略）
（次長）
第百二十三条　東京運輸支局に次長三人を、札幌運輸支局、帯広運輸支局、北見運輸支局、宮城運輸支局、栃木運輸支局、群馬運輸支局、山梨運輸支局、新潟運輸支局、長野運輸支局、岐阜運輸支局、滋賀運輸支局、奈良運輸支局、広島運輸支局及び香川運輸支局以外の運輸支局にそれぞれ次長一人を置く。
2　（略）
（運輸企画専門官）
第百二十五条　運輸支局に、運輸企画専門官を置く。
2～5　（略）

（貨物・港運課の所掌事務）
第六十六条　貨物・港運課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業（人の運送をするものを除く。）並びに内航運送及び内航海運業の発達、改善及び調整に関すること（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。
二　船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
三　港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
（貨物課の所掌事務）
第六十七条　貨物課は、前条第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。
（港運課の所掌事務）
第六十八条　港運課は、第六十六条第三号に掲げる事務をつかさどる。
（海事産業課の所掌事務）
第八十四条　海事産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　第六十六条第二号に掲げる事務
三　（略）
四　第六十六条第三号に掲げる事務
五～七　（略）
（貨物・港運課の所掌事務）
第百四条　貨物・港運課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業（人の運送をするものを除く。）並びに内航運送及び内航海運業の発達、改善及び調整に関すること（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。
二　船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
三　（略）
（次長）
第百二十三条　東京運輸支局に次長三人を、札幌運輸支局、帯広運輸支局、北見運輸支局、宮城運輸支局、栃木運輸支局、群馬運輸支局、神奈川運輸支局、神奈川運輸支局、山梨運輸支局、新潟運輸支局、長野運輸支局、岐阜運輸支局、滋賀運輸支局、奈良運輸支局、広島運輸支局及び香川運輸支局以外の運輸支局にそれぞれ次長一人を置く。
2　（略）
（運輸企画専門官）
第百二十五条　運輸支局に、運輸企画専門官を置く。
2～5　（略）